

承認第2号

専決処分の承認について

(京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例)

緊急を要したため、令和3年3月30日に専決処分により別紙のとおり条例
を定めたので、報告するとともに承認を求める。

令和3年8月27日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年京都府後期高齢者医療広域連合条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項を次のように改める。

4 削除

5 削除

附則第7項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。